

HSBCグローバル・ターゲット利回り債券ファンド 2023-02（限定追加型）

追加型投信／内外／債券

分配金のお知らせ

第3期（2025年4月16日～2026年4月15日）

決算日2026年4月15日

当期分配金

（1万口当たり、税引前）

40円

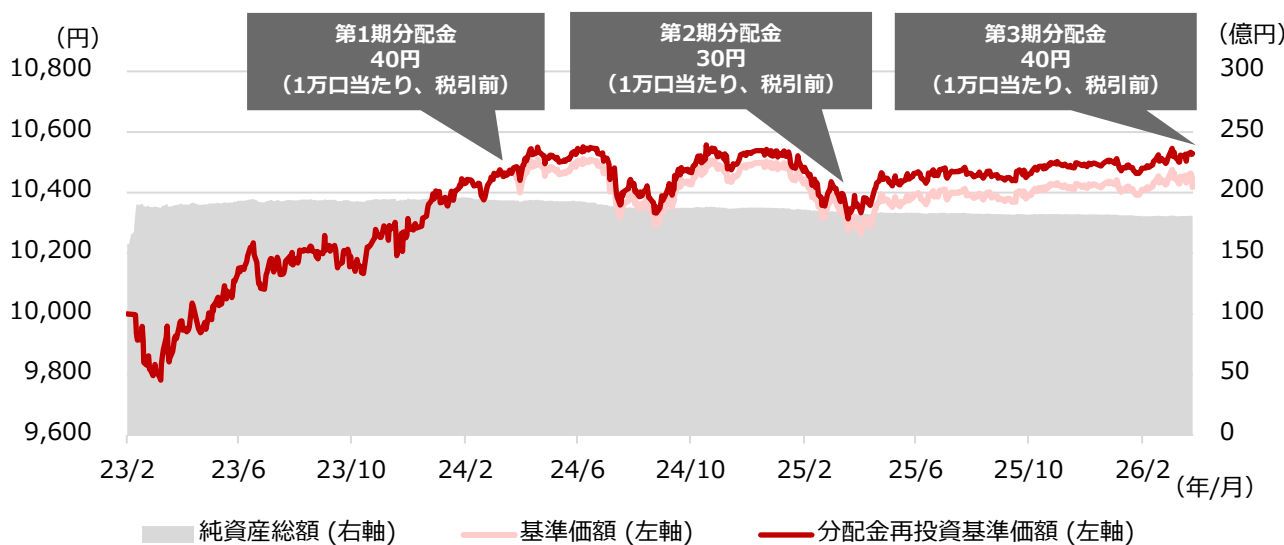
基準価額

（分配落ち後）

10,418円

基準価額と純資産総額の推移

（2023年2月20日（設定日）～2026年4月15日）



基準価額は信託報酬（後掲の「ファンドの費用」をご参照ください）控除後のものです。分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものです。将来の分配金は、運用状況によって変化します。

■ 分配金額について

HSBCグローバル・ターゲット利回り債券ファンド2023-02（限定追加型）（以下、当ファンド）の当期（第3期）の分配金額は40円（1万口当たり、税引前）といたしました。当期分配金額は、設定来の基準価額水準等を勘案して決定いたしました。

当ファンドは、原則として年1回の決算時に基準価額が10,000円を超えている場合には運用状況を勘案したうえで分配金を少額お支払いし、償還時に投資元本+利回りの投資成果の提供を目指します。

データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆するものではありません。市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

■当期のグローバル社債市場の動向

当期を通して、グローバル社債のスプレッド（社債の信用リスクに応じた国債に対する上乗せ金利）は投資適格社債、ハイイールド社債ともに低下しました。

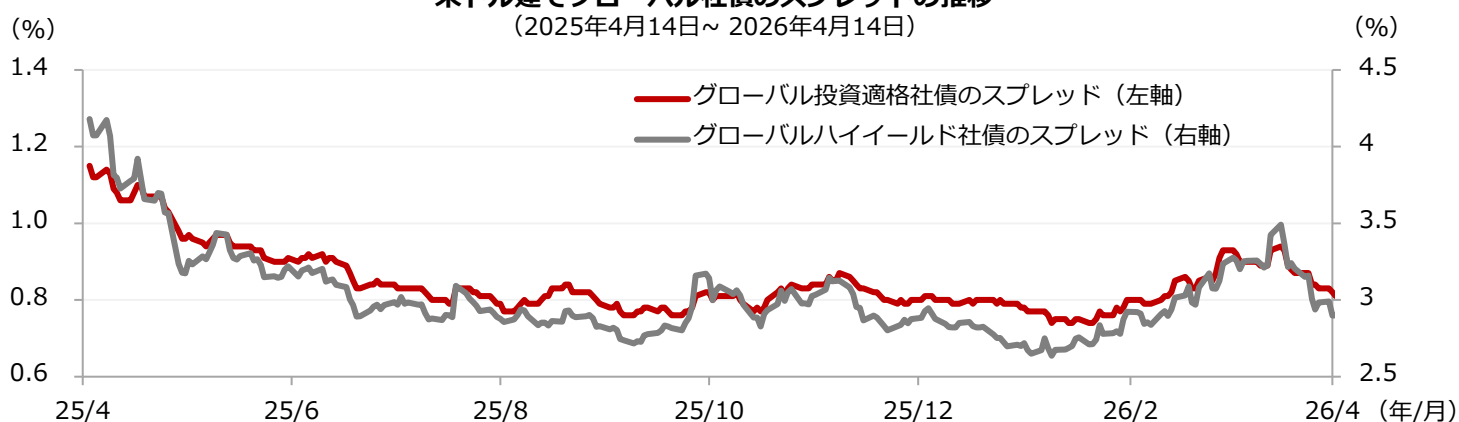
当期前半は、2025年4月に米国トランプ政権が発表した相互関税措置を受けて、世界経済の不透明感が高まりスプレッドは急拡大しました。その後、相互関税発動時期の延期や各国との通商交渉による関税率の引き下げ期待から、金融市場は落ち着きを取り戻し、2025年7月にかけてスプレッドは縮小しました。

当期後半は、2025年10月以降のレアアースをめぐる米中貿易摩擦の再燃やAI関連企業の過剰投資懸念等により、一時的にスプレッドが拡大する局面がありました。しかし、堅調な企業業績を背景にグローバル社債に対する強い投資需要は継続し、2026年1月にかけてスプレッドは歴史的低水準まで低下しました。

2026年3月にイラン紛争を受けた原油価格の上昇によるインフレ再燃懸念から、金融市場でリスク回避の動きが強まり、スプレッドは拡大しました。しかし、4月以降はイラン紛争をめぐる停戦協議の進展期待からリスク回避の動きは後退し、当期末にかけてスプレッドは低下しました。

米ドル建てグローバル社債のスプレッドの推移

(2025年4月14日～2026年4月14日)



※ グローバル投資適格社債: Bloomberg Global Aggregate - Corporate、グローバルハイイールド社債: Bloomberg Global High Yield Corporate
スプレッドはオプション調整後スプレッド（満期前に繰り上げ償還の可能性がある債券等について、発行体の繰り上げ償還の権利をオプションとみなして、オプション価値を調整して求めた対国債スプレッド）

出所: BloombergのデータをもとにHSBCアセットマネジメント株式会社が作成

■これまでの運用状況と今後の見通し

当ファンドは設定来、保有債券からの利金収益の積み上げに加え、堅調なグローバル社債市場を背景に、底堅いパフォーマンスを維持しています。

ただし、上述のイラン情勢の先行きは不透明であり、今後エネルギー価格が高止まりすればインフレ再燃が個人消費の減速と企業の生産コストの増加を通じて、経済成長の重荷となる可能性があります。また、インフレが再加速した場合は、米国をはじめとする各国の金利上昇が企業財務に与える悪影響も懸念されます。社債市場においては、需要低迷やエネルギー価格の上昇、資金調達コスト増の影響を受けやすいセクターで、格下げやデフォルト（債務不履行）が発生するケースが増える可能性があります。

当ファンドは保有する全ての債券の発行体企業の信用力をモニタリングしており、このような経済の悪化シナリオにも耐えうる財務基盤を有すると判断した銘柄でポートフォリオを構成しています。なお、設定来で当ファンドが保有する債券がデフォルトとなった事例はございません。

当ファンドは、原則として保有債券を満期まで持ち切る運用手法であり、債券はデフォルトがなければ予定通り利金が支払われ、満期時に額面で償還されます。運用期間中の基準価額は、市場環境、金利変動等により上下に変動しますが、ファンドの償還日が近づくとともに保有債券の残存期間は短くなり、価格変動は小さくなっていくことが期待されます。引き続き、保有銘柄、金利動向をモニタリングし、必要とあれば保有銘柄の入れ替え、配分の調整等を実施してまいります。

[当資料で使用している指数について]

指数に関する知的財産権その他一切の権利は各指数の公表企業などに属します。また、指数公表企業などは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆するものではありません。市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

当資料の「留意点」については、後掲をご覧ください。

当ファンドの特色

- 1 世界各国（日本を含む）の企業等が発行する債券に投資を行います。**
 - ・主としてファンドの信託期間終了前に満期償還や早期償還が見込まれる米ドル建ての債券に投資します。
 - ・投資を行う債券については原則として購入時においてBB格（BB-）以上とし、ファンド全体の平均格付けを投資適格（BBB-以上）とすることを目指します。
- 2 外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。**

信託期間に合わせた期間固定の対円為替ヘッジ*を行います。

*為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクおよび為替ヘッジコストの変動を完全に排除できるものではありません。
- 3 信託期間約5年の限定追加型の投資信託です。**

ファンドの信託期間は2023年2月20日から2028年4月14日までです。 **ファンドの購入のお申込期間は終了しています。** なお、年1回の決算時（毎年4月15日、休業日の場合は翌営業日）に、収益分配方針に基づき分配を行います。

<分配金に関する留意点>

- ▶ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ▶ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ▶ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

当ファンドの主なリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

金利変動リスク	債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が上昇すると債券価格は下落します。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。
信用リスク	債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト（債務不履行）により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。
為替変動リスク	為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。また、設定・解約に伴う資金動向、ヘッジタイミングおよび市況動向等により一時的にフルヘッジとならない場合があります。基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制や税制の変更、新たな規制が設けられた場合には、基準価額が影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

上記のリスクをご理解いただき、投資の判断はご自身でなさいますようお願い申し上げます。

当資料の「留意点」については、後掲をご覧ください。

お申込みメモ／当ファンドの費用

お申込みメモ

[詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。]

当ファンドは購入の申込みを終了しています。

換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降に販売会社でお支払いします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
換金申込受付不可日	日本国内の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、換金の申込受付は行いません。
換金の申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。
信託期間	2023年2月20日（信託設定日）から2028年4月14日（償還日）まで
繰上償還	ファンドの残存口数が20億口を下回った場合等には、当該ファンドの信託を終了させる場合があります。
決算日	毎年4月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わない場合があります。販売会社との契約によっては再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
その他	基準価額（1万口当たり）は、翌日の日本経済新聞朝刊に「グロタ23-02」の略称で掲載されます。

当ファンドの費用

[詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。]

購入時手数料	当ファンドは購入の申込みを終了しています。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.30%</u> の率を乗じて得た額（換金時）
運用管理費用（信託報酬）	<u>年0.803%（税抜年0.73%）</u> 委託会社：税抜年0.35%/販売会社：税抜年0.35%/受託会社：税抜年0.03%
その他費用・手数料	ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。 ・有価証券売買委託手数料/保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用/信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等 ・振替制度にかかる費用/印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出にかかる費用/監査法人等に支払う監査報酬等 その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率等を記載することができません。

※ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

委託会社、その他関係法人

委託会社：HSBCアセットマネジメント株式会社

<照会先>



電話番号 03-3548-5690

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)



ホームページ

www.assetmanagement.hsbc.co.jp



投資顧問会社（運用委託先）：HSBCグローバル・アセット・マネジメント（米国）インク

受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社：委託会社の<照会先>でご確認いただけます。

[当資料に関する留意点]

- 当資料は委託会社が運用状況の説明を目的として作成した資料です。当資料は信頼に足ると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料の記載内容等は作成時点のものであり、今後変更されることがあります。また、データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆するものではありません。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、主に値動きのある有価証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は組入有価証券の値動き、為替変動による影響を受けます。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。また、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。当ファンドの購入のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

各種手続きは

(商号・金融商品取引業者の登録番号・加入協会の順に表示、証券・銀行・保険毎 五十音順、2026年4月15日時点)

金融商品取引業者名	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社横浜銀行		○	関東財務局長(登金)第36号	○		○	

設定・運用：

HSBCアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第308号

加入協会 一般社団法人資産運用業協会/日本証券業協会